

事 務 連 絡  
平成 27 年 11 月 17 日

兵 庫 県 医 師 会 長  
兵 庫 県 歯 科 医 師 会 長  
兵 庫 県 病 院 協 会 長  
兵 庫 県 民 間 病 院 協 会 長  
兵 庫 県 精 神 科 病 院 協 会 長

様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

医療機関外の場所で、健康診断、予防接種又は採血を行う場合の  
巡回健診等手続（「巡回健診実施計画書の提出」）の留意点について

標記のことについては、平成 27 年 4 月 8 日付事務連絡『「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について』でお知らせしたとおり、国通知（平成 7 年 11 月 29 日付健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知「医療機関外の場所で行う健康診断等の取り扱いについて」）が改正されたところです。

本改正により、従前より可能であった「医療機関外の場所で行う健康診断」に加え、一定の「予防接種」又は「採血」についても、診療所の開設の手続を要さず、「巡回健診実施計画書の提出」のみで実施することが可能となっています。

今般、一部地域から「巡回健診実施計画書の提出」で実施が可能となる範囲等について照会がありましたので、下記の留意点も含めてお知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 本手続により可能となる「予防接種」は、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的としたものに限られること。ただし、対象者については、予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も可能であること。

なお、接種場所が、居所（対象者自宅や施設入居者の居室等）である場合は往診と判断するので「巡回健診実施計画書の提出」は不要ですが、施設の一室に集合して行

う集団接種など居所ではない場合は提出が必要であること。

- 2 予防接種の実施場所・注意事項その他の取扱いについては、平成 27 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 51 号健康局長通知『「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について』の別添「定期接種実施要領」及び各保健所予防接種担当からの通知事項を遵守すること。
- 3 「採血」については、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する場合に限られること。

**【問合せ先】**

兵庫県健康福祉部健康局医務課医療指導班  
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
TEL 078-341-7711 (内線 3228)